

お 知 ら せ

函 病 管 庶

令和 7 年 (2025 年) 6 月 3 0 日

報 道 機 関 各 位

函館市病院局管理部長

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

〒041-8680

函館市港町1丁目10番1号

函館市病院局

管理部庶務課庶務係

TEL 0138-43-2000 内線 4202

FAX 0138-43-4434

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

該当職員の所属等	所属 病院局・一般職 年代 40代
違反日時	令和7年5月5日 午後6時6分頃
事案の概要	当該職員は、私用で自家用車を運転していたところ、二海郡八雲町野田生122番付近にて可搬式速度違反自動取締装置（通称：可搬式オービス）に時速33kmの速度超過違反の事実が記録された。 この結果、道路交通法違反によって30日間の運転免許停止処分を受けるとともに、罰金6万円の略式命令を受けた。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和7年6月30日

担当 函館市病院局管理部庶務課 熊木 電話 43-2000(内線 4202)